

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年1月18日認可した。

令和3年1月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市木太町新池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西村地区
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）立石地区
高松市弦打土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正箱地区